

令和 2 年 第 1 回

名寄市議会臨時会会議録目次

第 1 号（5 月 8 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	1
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定（1 日間）	3
1. 日程第 3. 議案第 1 号 名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	3
○提案理由説明（加藤市長）	3
○質疑（川村幸栄議員）	3
○原案可決	4
1. 日程第 4. 議案第 2 号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	4
○提案理由説明（加藤市長）	4
○原案可決	4
1. 日程第 5. 議案第 3 号 専決処分した事件の承認について（名寄市税条例等の一部改正について）	
議案第 4 号 専決処分した事件の承認について（名寄市都市計画税条例の一部改正について）	5
○提案理由説明（加藤市長）	5
○承認	5
1. 日程第 6. 議案第 5 号 専決処分した事件の承認について（名寄市国民健康保険税条例の一部改正について）	5
○提案理由説明（加藤市長）	5
○承認	6
1. 日程第 7. 議案第 6 号 専決処分した事件の承認について（名寄市介護保険条例の一部改正について）	6
○提案理由説明（加藤市長）	6
○承認	6
1. 日程第 8. 議案第 7 号 令和 2 年度名寄市一般会計補正予算（第 2 号）	6

○提案理由説明（加藤市長）	7
○質疑（東川孝義議員）	7
○質疑（高野美枝子議員）	10
○質疑（川村幸栄議員）	12
○質疑（塩田昌彦議員）	15
○原案可決	18
1. 日程第9. 議案第8号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第10. 議案第9号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第11. 議案第10号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○質疑（高野美枝子議員）	19
○原案可決	21
1. 日程第12. 議案第11号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	22
1. 休憩宣告	22
1. 再開宣告	22
1. 野村市立大学学長就任挨拶	22
1. 室野市立総合病院院長就任挨拶	23
1. 閉会宣告	24
1. 議決結果表	25

令和2年第1回名寄市議会臨時会会議録
開会 令和2年5月8日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第2号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第3号 専決処分した事件の承認について（名寄市税条例等の一部改正について）
議案第4号 専決処分した事件の承認について（名寄市都市計画税条例の一部改正について）
日程第6 議案第5号 専決処分した事件の承認について（名寄市国民健康保険税条例の一部改正について）
日程第7 議案第6号 専決処分した事件の承認について（名寄市介護保険条例の一部改正について）
日程第8 議案第7号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第8号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第9号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第10号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第11号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第2号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第3号 専決処分した事件の承認について（名寄市税条例等の一部改正について）
議案第4号 専決処分した事件の承認について（名寄市都市計画税条例の一部改正について）
日程第6 議案第5号 専決処分した事件の承認について（名寄市国民健康保険税条例の一部改正について）
日程第7 議案第6号 専決処分した事件の承認について（名寄市介護保険条例の一部改正について）
日程第8 議案第7号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第8号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第9号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第10号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第11号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 出席議員（18名）

- 議長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名

2番	倉澤	宏	議員
3番	山崎	真由美	議員
4番	佐久間	誠	議員
5番	三浦	勝秀	議員
6番	今村	芳彦	議員
7番	五十嵐	千絵	議員
8番	遠藤	隆男	議員
9番	清水	一夫	議員
10番	川村	幸栄	議員
12番	高野	美枝子	議員
13番	高橋	伸典	議員
14番	塩田	昌彦	議員
15番	東川	孝義	議員
16番	山田	典幸	議員
17番	黒井	徹	議員

市立大局学長	丸	箸	啓	一	君
子ども・高齢者支援室長	廣	嶋	淳	一	君
産業振興室長	田	畑	次	郎	君
上下水道室長	鈴	木	康	寛	君
会計室長	末	吉	ひ	と	み
監査委員	鹿	野	裕	二	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	伊藤	慈生
書記	開発	恵美
書記	加藤	諒

1. 説明員

市長	加藤	剛	士	君
副市長	橋本	正	道	君
教育長	小野	浩	一	君
総務部長	渡辺	博	史	君
総合政策部長	石橋		毅	君
市民部長	宮本	和	代	君
健康福祉部長	小川	勇	人	君
経済部長	白田		進	君
建設水道部長	木村		睦	君
教育部長	河合	信	二	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘	重	君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和2年第1回名寄市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 川 村 幸 栄 議員

17番 黒 井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 議案第1号 名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として国から新型コロナウイルス感染症に感染をした被用者等に対する傷病手当金の支給についてが発出されたことに伴い、名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しようと

するものであります。

改正の内容といたしましては、国内での感染拡大防止の観点から労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備をするため、国が緊急的、特例的な措置として財政支援を実施することに伴い、本市における被保険者に係る傷病手当金の支給に関する規定を創設及び追加するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 今の件で1点確認をさせていただきたいと思います。

対象者のところで被用者等というふうになっています。この等の中には国保加入者の中の農家の方も含めて自営業者の方々なども入っているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 今回の対象者につきましては、健保法に準じた被用者に限定した取組となっておりますので、農業者ですとか自営業者などは対象に含まれていない形となっております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、この等についてどのような範囲になっているのかをお知らせをいただきたいのと、また農業者の方々を含めて自営業されている方々もやはりお仕事されている中で同じように傷病というか、被用者の方々と同じような状況に陥ることは考えられるわけで、そういった部分ではどのように名寄市としてはお考えなのかお聞かせをいただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 被用者等の等につきましては、基本的には、先ほど申し上げましたように、被用者に限定されているのですけれども、例えば農業者や事業者の専従事業者などが給与の

ような形でもらっている場合なども対象に含まれるという形になっております。

また、農業者や事業主などに対してこの傷病手当金を適用していくという部分につきましては、今回は国の新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための緊急的、特例的な措置ということで、費用の全額を国が財政措置するという形になっております。対象者につきましても、国の示す基準以上の取組につきましては財政措置の対象となりませんことから、費用につきましては保険税で賄っていくこととなりますので、現状の名寄市の国保財政ではそこを賄っていくのは非常に難しいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 国の改正、今回のこのコロナ対策ということでつくられて、これが今適用されようとしているところなのですけれども、やはり国保という部分でいうと、雇用ということよりか自営業者ということであれば被用者という方々と私はそんなに違いはないと思うのです。大企業の雇用主さんと違うというふうに思っているのです。ですから、同じように傷病手当を保障することは必要だと思いますし、国の支援ですから、国からのものがということではありますけれども、しかし市としてもやっぱりこうした方々、名寄市でいえば農業者がたくさんいらっしゃるわけですから、そういった方々への支援、救済も必要ではないかというふうに考えます。そのところ強く求めたいというふうに思うのですが、その点について再度市のお考えをお聞かせをいただいて、終わります。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 平成30年度から都道府県単位化によりまして北海道で運営方針を定めている中での運営となっておりますけれども、北海道のほうでは都道府県単位化後について市町村間の事務処理について平準化を図っていくとしておりまして、ただその中では傷病手当金の対応

について示されていないということで、今後国ですとか北海道の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第2号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄東病院の診療体制に異動があったことに伴い、標榜する診療科目の一部に変更が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第3号 専決処分した事件の承認について、議案第4号 専決処分した事件の承認について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号及び議案第4号、専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布をされたことに伴い、名寄市税条例及び名寄市都市計画税条例の一部を改正をする必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

今回の税制改正におきましては、経済社会の構造変化を踏まえ、公正な税制を実現する観点から改正が行われたものであります。

初めに、名寄市税条例等の一部改正についての主な内容といたしましては、個人市民税における寡婦控除の拡充、たばこ税については軽量葉巻たばこの課税方式の見直し、このほか固定資産税では所有者不明の土地に係る課題への対応として改正を行ったものでございます。

次に、名寄市都市計画税条例の一部改正については、主に地方税法の改正事項による条項整理を行ったものであります。

以上2件につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第3号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号外1件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号外1件は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第5号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令に伴い、名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

改正の内容といたしましては、基礎課税額に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納

付金課税額に係る賦課限度額を16万円から17万円に改正したものであります。

なお、限度額の改正につきましては、名寄市国民健康保険運営協議会から答申を受けた事項であります。

次に、国民健康保険税の軽減措置の拡大については、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を5割軽減は28万円から28万5,000円に、2割軽減は51万円から52万円にそれぞれ引き上げたものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるとでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 専決処分し

た事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施を行っているところでありますが、令和2年度に軽減強化の完全実施を行うため介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階までに該当する方についての保険料額を定めるために名寄市介護保険条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第7号 令和2年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 令和2年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ29億3,129万円を追加をし、予算総額を239億6,678万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして特別定額給付金給付事業費27億5,000万円の追加は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく補助金等の経費を追加しようとするもので、財源につきましても同額を国庫補助金にて予算を計上してございます。

3款民生費におきまして介護保険特別会計繰出金1,624万6,000円の追加は、低所得者保険料軽減負担分として保険事業勘定への繰出金を追加しようとするもので、財源につきましても繰出金の2分の1を国庫負担金、4分の1を道負担金にて予算を計上してございます。

また、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費3,435万3,000円の追加は、小中学校の臨時休校等により影響を受けた子育て世帯を支援するため、臨時給付金給付事業に伴う経費を追加しようとするもので、財源として同額を国庫補助金にて予算計上しております。

7款商工費におきまして事業継続支援給付金給付事業費1億2,041万2,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている市内事業者への支援として給付金を交付しようとするものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費582万7,000円の追加は、除雪専用車の本体価格が増額となったことにより、備品購入費を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業の財源として17款国庫支出金に27億9,830万3,

000円、18款道支出金に406万2,000円、24款市債に140万円を追加しようとするほか、財政調整基金繰入金で収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、地方債補正では除排雪対策事業について限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） 7款商工費、1項商工費の18節、事業継続支援給付金の項目についてをお伺いをしたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染対策ということで1億2,000万円、一応この内容は1事業者20万円ということで、件数でいくと600件。先般名寄商工会議所、それから風連商工会で今回の事業に関してのアンケートを取った件数が623件ということで、全部が対象ではないので、ほぼ網羅をされていくのかなというふうに思っております。それで、実際の対象要件、前年同月比で30%減少というふうになっておりますけれども、前年同月比の対象期間は何月から何月を対象にして比較をされていくのか。

加えて、前年との比較ができない事業者、新規事業者だとかという方もいらっしゃると思います。この辺については、どのように対応されていくのか。

それとあと、申請期間と実際には支給対象の時期、これはいつ頃をめどにされているのか、現在の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） まず、30%減の月ですけれども、対象とする月につきましては今年の2月から5月の間のどれか一月でも前年同

月比で30%減になれば対象となるということです。

前年の同月と比較できない事業者さんにおきましては、昨年の、あるいは今年の1月までのいずれかの月、どの月でも構いませんので、今年の2月から5月のいずれかの月が30%以上減少していれば対象とするというふうに行っているところでございます。

支給の時期につきましては、申請を頂いてから早急に手続を開始しようと思っております、一番早ければ来週の金曜日となります15日からの支給が可能となるというふうに準備を進めていくところでございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 対象期間が今年の2月から5月、どれか一月というふうなこと、それから新規起業者も含めて今まで、今年の1月までというふうなことで理解をさせていただきました。支給対象時期も早ければ来週の金曜日、5月15日ということで、やはり必要な時期に早急に対応するというのが非常に重要だと思いますので、今進めている事業、早急に支給ができるような体制を進めていただきたいというふうに改めて要望しておきたいというふうに思います。

今回のこのコロナ対策、国は国難と言うべき事態を乗り越えるためにいろんな給付金、細かいのは申し上げませんが、給付金が出されております。加えて、北海道も今回の緊急事態宣言に伴って休業協力・感染リスク低減支援金というのを出されていたのですけれども、6日の鈴木知事の記者会見では今後どうなのかというふうなことで、追加というのはないのかというふうな質問の中で、今回その金額、法人が30万円、個人事業者は20万円ということで、今後増加だとかというのは考えていないというふうなお話もされております。名寄で勤められている各事業者の皆さん、国だとか、あるいは北海道、今回の事業継続支援

金、当面の対応をしのぐ支援金としては重要であるというふうに認識をしております。しかし、売上げの減少に加えて固定費の削減、これは全然この中では補い切れないと。固定費はしっかりかかっていくと。非常にこれが経営を圧迫しているというふうな話を聞いております。近隣の市でちょっと調べてみたのですけれども、紋別市、ここは市内飲食店に一律15万円を給付、市内の3つのホテルには本年度の固定資産税の25%相当を補助、ホテルよりも規模の小さい旅館には一律で15万円を助成をする。一方、網走ですけれども、北海道の休業要請に応じて道の支援を受けた飲食店、独自で10万円を上乗せする、あるいは旅館業、宿泊業、タクシー、バス事業者へ令和2年度固定資産税の年額のうち4分の1、25%を網走市から給付をする。また、一方旭川ですけれども、道の休業に応じた個人経営の事業者に対して一律10万円、法人の企業は30万円、加えてタクシーやバス会社、宿泊業者、所持する台数、あるいは事業規模に応じて10万円から最大200万円を給付をするというふうなことで、固定費も非常に厳しい状況にあるということで、今後の取組の中で名寄市としてこの固定費の考え方について今の現状、どのように考えているのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今御質問いただきました。その前に、できるだけ早く支給ということでありましたので、ここについては今日議決をいただければ、経済団体なども通じながらしっかりとアナウンスをしながら進めたいと思いますし、今週末、休みになりますけれども、できるだけ早期な対応ができるようにということで、市の相談窓口等については開けながら対応していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

今固定費の考え方ということで頂きました。各自治体によって様々な取組がされていたり、国、

あるいは道もいろいろな取組をしているというのが実態だというふうに思っています。例えば紋別市の事例を頂きました。ここについては、ある程度対象業種によっての対応してきているというところがあると思いますし、あるいは道の協力金にかさ上げをしながらやる自治体もあるということです。今回の名寄市の考え方については、道、国の補助金もありますけれども、それとは別に今現在事業を営んでいる方たちにそのままできるだけ事業を継続していただきたいというのを第一義的な目的として実施をさせていただいたということでもあります。言われるように、業種によって、あるいは同じ事業でも規模によってかかる固定費は違うというのは重々承知はしておりますけれども、事業を継続するために一番必要なのはやはり固定費だろうと。その中でも事業者の努力によって削れないのが家賃ですとか地代だというふうに理解をしているところであります。今回の額の算定に当たっては、固定費の中でも削りようがない家賃相当、これをベースに考えさせていただいたということでもあります。経済団体にも御協力いただきながらアンケートを実施させていただきました。ちょっと重複するところもありますけれども、180件を超える回答がありましたので、そのアンケート結果を基に、上限でいくと10万円を超えるような家賃もありますけれども、一番幅の広いところ、それが5万円というふうに私どものほうで把握をいたしましたので、掛ける2月からの影響額、4か月分で20万円という形でやらせていただいたということでもあります。他の自治体で様々あることについては理解をしていますし、今後もしこについては調査をしていかなければいけないと思っていますが、まず急ぐ手段として固定費、家賃相当分の20万円を一律で幅広く交付をしたという考え方でありますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今回の内容について、

家賃相当分というふうなことでの20万円、十分理解をさせていただきます。いずれにしても、長期化が予想されるという中で、今後、今提案をさせていただきました固定費の関係、いわゆるやっぱり真水の部分というのが非常に重要になってくるのか。当然事業規模だとか内容によってはいろいろ負担する内容が違いますけれども、事業を継続していくためには固定費もしっかり払わないと事業継続できない、あるいは雇用を守っていくというふうな対策の中で、固定費もやっぱり独自の支援策が一方では必要でないのかなというふうに思います。今回も一部財政調整基金が使われておりますけれども、このような時期にこそ急激な歳入減、あるいは突発的な支出増という視点の中ではやっぱり財政調整基金の支出を充てるべきだというふうに思いますけれども、その活用を含めて改めて今後の考え方をお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御提案ありがとうございます。国のほうから持続化給付金ということで200万円、100万円、ただし売上げが単月50%という一つのハードルがあると。加えて、北海道に関しては今回休業要請をした、休業要請業種に該当する中小事業者に関して30万円、20万円、あるいは協力によって10万円と、こうしたことでありますが、業種に限りがあるということでありまして、できるだけ今回は幅広く支援をさせていただきたいということで、国、道のそうした支援を補完する意味を含めて提案をさせていただいているところであります。ただ、今回の影響は2月から5月までの影響ということもありまして、国の緊急事態宣言は5月末まで延長されて、6月以降V字回復する見込みは相当厳しいのだというふうに思います。6月以降もこの影響は一定続くのではないかという見通しがあるということ、加えて、今お話しいただいたとおり、どうしても国、道、市の今回の支援内容は定額、ある

いは上限を定められての給付ということでありまして、売上げ規模が大きい、あるいは設備投資を相当して、なおかつ今回の感染の影響によって甚大な影響を受けている企業、あるいは業種があるということも承知をしております。そうしたことに關しても一定のやっぱり検討をさらに加えていかなければならないのかなというふうに思います。いずれにいたしましても、国のほう、あるいは道のほうでも追加の支援策等も検討しているのかどうかということも含めて、6月以降もこの影響が続くようであればしっかりと新たな追加の対策も打っていかねばならないというふうには考えておりまして、しっかりと状況見ながら引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 高野美枝子議員。

○12番（高野美枝子議員） それでは、歳出の2款総務費、1項総務管理費、特別定額給付金給付事業費27億5,000万円に關連してお尋ねいたします。

ただいま特別給付金事業費について27億5,000万円ということで、ようやく決まったということでございます。5月号の広報の中に名寄市特別定額給付金についてというチラシが入っておりまして、申込みは5月中旬頃発送、書類について、給付額とか給付金の申請及び給付の方法とか記載されているところでございますけれども、なかなか厳しいこの状況の中において、市民は本当に待ちわびている方もいますし、本当に生活が成り立たない、特に飲食業、運送業、事業者の方の生活を思うと、この10万円が早く届くことを市民が願っているということでございます。このチラシの中には申込書送付は5月中旬頃発送、また中旬頃から受付開始、いつ頃から給付になるのか、そのところのスケジュールについて確認したいと思ひますので、ぜひお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 特別定額給付金

のスケジュールということであります。高野議員からも取組状況、簡単に説明がありましたけれども、現在申請書の打ち出しと申しますか、4月27日時点の住民記録者に対する申請書、システム会社と連携をしながら今日出力をしております。明日以降それを確認して、封筒詰め等々行いながら、12日には郵便局のほうに持ち込んで、そして配達にも整理をして14日から5日間程度かかるというふうに言われております。そういったこと踏まえまして、順次オンラインだったり郵送での受付を受け付けまして、今のところ第1回目の支給は5月20日の日を予定をしておりますけれども、議員からありましたように、市民の皆さんが待ち望んでいる。生活困窮されている方もいるという話も問合せで聞いておりますので、速やかにできることがあれば速やかにしていきたいと思ひますけれども、現時点での日程についてはそういったことで進めていって、20日以降順次受け付けた分から対応してまいりたいというふうに考えているところであります。ただ、振込につきましても指定金融機関の処理能力もありまして、その辺は指定金融機関の皆さんにも頑張っていたいで、できるだけ多くの方に速やかに振り込めるような、そういった努力もしていただいていることを付け加えさせていただきます、対応していることで御理解をお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 大変御努力をさせていただいて、早急に対応していただいているということには感謝をいたしますけれども、今窓口マイナンバーカードの關係で市民の方がいらしてござりまして、やはり非常に従来よりは人が多いのかなというふうなところも見受けられるところです。また、書類も、市役所の方とか、こういう書類慣れしている方は簡単な書類なのでしょうけれども、なかなかそこを理解できない方たちもいるのではないかと申すことが考えられるところなのですけれども、今も問合せが非常に多いというこ

とですけれども、その対応についてどのようになされるつもりなのかお聞きしたいということ、やはり住民の方が、市民の方が窓口にかくさんいらっしゃるということは密、三密ということで今非常に問題になっておりますので、せっかくの給付金の申請の場所で何か起きるようなことがないようにどのような対応取られているのかということを確認したいと思います。

あと、給付金については皆さん御存じだというふうには思うのですけれども、これ1枚で、いろいろな新聞だとか、お知らせはしていると思うのですけれども、ほかに何か考えておられることがありましたら、市民に周知、お知らせいただきたいと思います。マイナンバーカードを作ることで早くなるのだと、今の時点ではもうあれなのですけれども、そのように思われている方も多いというふうに思いますけれども、今ほど手で口座番号を入力しなければならないという、そういうような状況も市民の方には説明されていると思うのですけれども、皆さん出したらすぐに何とか早く欲しいということでいろんな問合せとかあると思いますので、その点についてお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） まず、御質問いただきました、今回申請が、マイナンバーカードを活用してのオンライン申請という点では、この機にマイナンバーを登録、申請して、所持する方が多いという状況も把握しております。そういった面では、今後郵送で申請書送った段階では問合せだったり、役所でも受付してくれるのではないかと、そういったことで来庁される方もいるかというふうに思いますけれども、ちょっとこの場を借りてお願いですけれども、できるだけというか、基本的には言っているオンラインなり郵送での受付、申請ということで市民の皆さんには徹底をしていただきたい。問合せについては、電話で問合せをお願いしたい。このことによって言われています三密を解消できる、感染リスクを減らす、

こういったことにつながりますので、その辺はお願いをしたいというふうに思います。どうしても電話でのやり取りでは分からないというのについては、個別対応もしていきたいというふうに考えておりますので、そういった面では市民の皆さんの御理解をお願いしたいというふうに思っております。先ほども申し上げましたとおり、件数が一気に膨大になりますから、一括処理というのはなかなか難しい状況があって、これは段階的にいかなければならない状況がありますので、その辺につきましては間違いなく市民の皆さんには届くような形になりますので、ちょっとお待ちいただきたいという、そういった願いもさせていただきたいというふうに思っております。

そして、庁舎以外、名寄、風連、智恵文支所以外にも一部、どうしても自宅でコピーを取れない方につきましては公共施設での利用も可能ということで、申請書の中にもそういった旨のお知らせをしながら対応していきたいというふうに思っておりますけれども、議員が御心配されていいますように、このことによってクラスター発生といえますか、感染が、当然そのようなことにつながることはないように市民の皆さんの御理解を願うところであります。

あと、特に申請書、できるだけ説明も入れながら分かりやすく作っていますけれども、やっぱり書類を見慣れていない方につきましてはなかなか分かりづらいという点があるかと思えます。特に高齢の方は見てもなかなか理解できないというところあるかと思えますので、そういった面では今の介護サービス事業者の皆さんにも周知をいたしまして、もしそういった不明な点、困っている方いたら市のほうに問合せいただいて、市のほうで個別対応する、そういったお願いもしているところがございます。お知らせについては、それ以外の部分では今言った介護サービス事業者、そういった方も協力いただいていることであります。

市民周知につきましては、5月の広報と一緒に

チラシを入れさせていただきましたけれども、申請は3か月間ということで、これ8月までになりますけれども、その間封書届いても忘れてる方もいるかと思いますので、今後におきましても広報なり新聞等報道機関の皆様、適時状況を見ながらそういった市民に有効な手だてがあれば周知をしながら、全員の方が間違いなく受け取ってもらえるような、そういった取組も今後も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 件数にして1万4,000件ぐらいあるのでしょうか、それを皆さんでやっていただくということに、丁寧な対応ということで申し上げましたけれども、本当によろしくお願ひしたいというふうに思っております。こういう対策本部で一生懸命日夜を問わず、そしてまた休日、ゴールデンウィークにもかかわらずいろいろな対応をされていることに本当に感謝申し上げますし、やはり道北に名寄市立総合病院があることで感染者が今のところ出ていないということで、本当に今後みんなで気をつけていかなければならないと、本当に注意しながら助け合っていかなければならないというふうに考えているところです。2月の下旬から今まで長い間、次は、4月は、5月はという思いで市民は耐え忍んでいるところです。先が見えない、あした分からない、そんな中で本当に長期の忍耐というか、自分との闘い、どうやったらこれを、感染をこの地域になくすのか、そんな思いで市民の方々、また小学生、中学生、大学生、全ての事業者、頑張っているところです。今後の名寄市としてのコロナ対策について何かございましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今後の名寄市内のコロナ対策ということでありましてけれども、議員からありましたように、2月の中旬過ぎからで

すか、長期間にわたって市民の皆様にはコロナウイルス感染症の感染対策に本当にそれぞれが自らの健康を守る、そういった意味含めて頑張っている状況にあります。特に公共施設等も閉めている状況の中で、市民の方が健康にするための余暇を過ごす、また趣味とか、いわゆるそういった時間をつくれな、自宅でいろんな活動しているという中では心身共にやっぱり低下している状況があるかというふうに思っております。そういった中でも本当に頑張ってください、この地域には幸い感染者が出ていない、そういった状況であります。また、このまま続くという状況が想定されますので、市民の皆様には継続して感染予防対策について一緒に取り組んでいただきたいというふうに考えているところであります。ただ、国も中旬以降それぞれの地域に応じた対応をするということになっておりますので、北海道においても一部、札幌、石狩の辺りが感染が続いている状況ありますが、それ以外の地域についてはそんなに出ていない状況があつて、北海道のほうとしても地域別な対応するのかどうかという判断をされるかというふうに思いますし、名寄市としてもそういった状況を見極めながら公共施設の一部解除も含めて、市民の方がやっぱり健康で体を動かす、そういったような環境もつくりたいという思いは持っていますので、十分配慮しながら、今後そういった動向も見ながら対応していきたいというふうに考えております。いずれにしても、対策本部会議の中でいろんな情報を収集しながら対応を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、ただいま議論がされていた特別給付金に関わってお尋ねをしたいと思ひます。

1つは、今お話がありましたように、広報5月号で、また全国紙でも1ページを使ってこの給付金の受け取り等の流れ等について詳しく書かれて

はいるのですけれども、しかし市民の方々からはどうやって受け取れるのだろうかというお問合せが結構あります。どうやって受け取れるのかということです。それがマイナンバーのカードの発行も随分増えているというふうに聞いていますけれども、それで受け取ることができるのかどうかというところも不安になっています。ですから、犯罪も今いろんな形で、マスクに関わってもいろんなことが起きているというふうに言われて、考えられないようなことが起きているわけですが、犯罪が起きるのではないかという不安もあるというところではあります。その中で、今御説明がありましたけれども、介護サービス事業者への協力もいただきながら御説明をしていきたいというふうなお話もあって、すごく安心もしているのですけれども、ただ専門の相談窓口というのも必要ではないかなというふうに思っているのですが、その点についてお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、もう一点ですが、仕事がなくなって、今日、明日のお金がないと。全国では弁護士さんたちが相談の電話を、電話相談でしたか、ある中では五百円玉1個しかない、300円しかないというのがすごく増えていると言っていました。4月段階ではまだお金があったけれども、今はコインしかなくなっているという状況です。そういった方々がこの名寄市にいるかどうかはつかめ切れていないかもしれないのですけれども、そういった方々のために一日でも早くお渡ししたいということで、この道内でも自治体では申請していただいた方に早めにお届けしているというニュースもありました。そういった形で、今お話を聞くと5月20日頃から最初の支給がということでした。20日まで待てるかどうかという方もいらっしゃるのではないかとこのように思っているのですが、そういった部分の方々へどのように対応していこうとお考えなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） まず、議員からお話ありましたやっぱり詐欺の部分です。これについては、本当にいろんな場面で、いろんな形で市民に今後も周知しながら、絶対に遭わないようなことで取り組んでまいりたいと思えますが、ただ詐欺をする方もすごく頭がいいというか、そういった対策をすれば、また違う対策ということで、やっぱりたちごっこになるかもしれませんけれども、それについては継続してしっかり対応して、詐欺に遭わない、そういった取組もしっかりやりたいというふうに思っております。

また、相談窓口の関係ですけれども、これにつきましては担当ということで、先ほど言いました電話とかの問合せ対応を集中するというので1階ロビーのほうにプレハブを設置して、そして支給データの入力等の作業もありますから、そこで対応したいと思えます。ただ、窓口にちょっと来てとは、さっきから話しているとおり、感染リスクが高まるという状況もありますので、できるだけ電話で対応ということでチラシのほうにも載せて御案内をしたいというふうに思っているところでもあります。今回支給を待ち望んでいる方はいるかというふうに把握はしております。ただ、どの方がということはなかなか把握できない状況がありますので、そういった面ではやっぱり生活に困窮して、生活が成り立たないという状況があれば、市のほうに情報を寄せていただきたいというふうに思っております。社会福祉協議会のほうに今一部生活資金の貸付け等の委託もしていますし、社会福祉協議会独自でもそういった生活資金の制度もこの新型コロナウイルス感染症に関わってやっておりますので、そういった意味で4月の段階でも件数が例年より増えているという情報も入っております。そういったことを活用していただきながら何とかこの新型コロナウイルス感染症を乗り切っていただきたいというふうに思っておりますので、そういった情報がありましたらすぐに市のほうに頂け

れば社会福祉協議会とも連携しながら、やっぱり明日の生活を維持するのにもすごく大切なことでもありますので、そういった対策はしっかりやりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ちょっと聞き漏らしたのですけれども、電話で相談していただくための御案内もするというふうに今おっしゃったでしょうか、チラシ等で。ぜひ早めにお知らせをしていただきたい。地元紙の方々の御協力も得ながら積極的に電話での相談窓口があります、どんなことでも御相談くださいというような形で御案内していただければいいなというふうに思っていますので、お願いをしたいと思います。

あと、生活が大変になっている方々、社協の生活支援金では、これ返さなければならぬですね。やはり本当に今日、明日どうやってしていこうかという状況になってしまった中で、それが2万円、3万円お借りしても、その後終息が、先が見えない中で返す当てがあるのかどうかというところら辺も非常に不安になってくるかと思えます。そのときに一番頼りになると私は思っていますが、生活保護制度をぜひ活用していただきたいというふうに思っています。ちょっと調べましたら、厚生労働省から出ている文書の中で、やっぱり生活保護申請も含めて今利用されている方たちに対しても、対応についてという文書があって、この間大変な状況になっている中で適切な保護の実施に当たってということで、面接時の適切な対応だとか速やかな保護決定等については引き続き特に留意されたいというふうな文書であります。ですから、申請されて、本当に大変なので、生活保護、少しの間でも支援をしていただきたいと思っている方々への申請を速やかに受けていただき、支援していくということが必要かなというふうに、次につながるかなというふうに考えているのですけれども、その点についてどのようにお考えかお

聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今御質問、生活保護の話でもありましたけれども、今回のコロナウイルス感染症に伴って働く場を失ったり、休業せざるを得ない状況だったり、いろんな形で生活困窮されている方もいるのかなというふうには考えております。そういった意味で今いろんな経済対策ということで休業対策だったり、企業、飲食店での対策、いろんな対策を講じているわけでありまして、そこからさらに該当にならない人がいるのかもしれませんが。そういった面では、そういった方、いかに市として情報を収集して、そういう人たちと相談できるかという、市のほうに来ていただいて相談できれば一番早いのですが、なかなかそういったこともできない、分からない方も今いるといったような御質問かと思えますけれども、やっぱり情報、ネットワークが大事だというふうに思っていますので、今後いろんな窓口等で市も経済対策も含めて開設しますので、そういった情報を福祉のほうに寄せていただきながら、必要であれば生活保護という手段もありますし、いろんなほかの福祉施策も含めてどういった対応がいいかというのを十分本人の状況を把握しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） この文書の中では、相談を受けるときに密にならないようにというふうな、事細かく書かれています。やっぱり訪問したほうがいいのだけれども長時間にならないようにしなさいだとか、電話でできる部分は電話で、そんなことまで詳しく書かれている厚労省からの文書です。ですから、やはりそういった方々が非常に全国的にも増えているという状況ですので、名寄だけは例外というふうにはならないと私は思っています。ですから、先ほどお話があったように、今回のコロナウイルスに関わる専門の相談窓

口、この給付金の給付いただくための相談窓口も含めてしっかりと市民の皆さんの声を聞いていただいて、対応していただくことを強く求めて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 私からは2点お聞きをしたいと思います。

1点目は、事業継続支援の給付金に関係してです。東川議員のほうから質問がありまして、市長を含め御答弁をいただいたところでありまして。この中でこの20万円の申請に当たってという部分で基準が30%売上げ減というふうなことで、2月から5月までの部分でいうと一月でも前年比に比して低くなっているというふうなことが条件かというふうなことで御答弁いただきました。聞きたいのは、この申請から、そして実際振込までというふうなことになりますけれども、通常申請から今度決定というものがあって、決定から振込というふうなことになろうかなというふうに思うのですが、どれくらいの申請から日数がかかるのか、そして申請受け付けた部分については先ほども申しました基準、クリアしていれば全てにおいて対象になるのかどうかということをお聞きをしたいというふうに思います。

もう一つは、1億2,000万円のこの財源は財政調整基金の繰入金という形で賄われますけれども、国から交付される地方創生臨時交付金がございますが、これとの関連についてお聞きをしたいと思います。

2つ目につきましては、名寄から大学に通っている子供がいる家庭に対する支援というふうなことで、今回実際に補正の中に出ていないのですけれども、そういう議論がされたかどうかという確認ということでお願いをしたいと思いますが、この第10号議案で名寄大学の関係についてはこれから審議をされるというふうなことになろうかと思えます。ただ、そのことに関連をするわけではないのですけれども、実際にこの名寄から地方の

大学等々に通っている御家庭、御家族はやはりこの新型コロナウイルスの対策といいたまうか、これに関連して非常に厳しい家庭状況にあるというふうなことで、私のところにも大学に対する給付金というふうなことに関連してお問合せがあるということもあまして、その辺の部分について、その辺の対応についてどのような協議をした経過があるのか、それについてお聞きをしたいと思えます。

以上2点、お願いします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私のほうからは申請をいただいてから実際振り込まれるまでの期間ということで、これにつきましては決定をして、先ほども一番早くて15日ぐらいにさせていただくというふうにお答えさせていただきましたが、これにつきましては、その後白田部長からも答弁させていただきましたとおり、明日、あさって、土日につきましては相談を受けさせていただきます。それで、その中ですぐに御申請いただいた場合に、通常ですと決定いただいて、支払いまでに1週間から2週間は通常かかりますけれども、今回できるだけ急ぐということで、まずは一番早くて金曜日にはさせていただくというふうにはさせていただこうと思っております。ですので、通常申請をいただいてから1週間から2週間はかかるころを今回につきましてはまず急ぐということで、一番早くて金曜日には入れさせていただこうかと思っておりますが、通常1週間から2週間程度は見させていただこうと思っておりますのでございます。

交付金のことについては、私のほうではなく、石橋部長のほうから。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金の関係についてお話をさせていただきます。

5月に入ってから国のほうから要綱のほうを送られてまいりました。この部分でいうと、今月中に事業対象となるものについて計画書を作成して提出しなければならないということで、これから事業の積み上げ等をさせていただきながら、対象になる、ならないを相談させていただきながら組立てをしていくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 質問で名寄から大学に行かれています方の支援ですとか、そういう部分で議論経過はあるかという御質問だったと思います。後で出てくる名寄市立大学の学生に対する部分についてはあるのですけれども、直接的にこちらからどこかの大学に行かれていますという部分については、生活困窮という大きな中では話はあるのですけれども、具体的にそのような議論をしたことはなく、今現状といたしましては国公立大学ですとか私立大学を含めまして、大学の中で支援制度が、報道等もありますけれども、大学でやっているというのが現状でありまして、あと今国の動き、授業料の関係の支援制度ですとか、そういう情報も今出ているところもありますので、そういうものも注視していきながら情報収集に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 事業継続の支援給付金の関係でありますけれども、1週間から2週間、先ほど東川議員の答えで早い人で15日くらいからというふうになるのかなというふうに思っていましたけれども、やはり1週間か2週間くらい時間がかかるというふうなことであります。それについては理解をするところでありまして、この申請をした中小企業、小規模事業者が対象になるか否かという部分については、市長も今日の名寄新聞等々でも、国が持続化給付金、そして道が休業支援金という形で交付をしていますけれど

も、これみたく一定程度の縛りがあるというふうなことでありますけれども、名寄市で事業を継続していただきたいという思いはこれには詰められているというふうなことで幅広く救っていくと、拾っていくという、そういうようなことだったかなというふうに思うのですけれども、このことに関しては申請イコール給付につながっていくのかどうなのかということについてお聞きをしたいと思います。

あと、臨時交付金の関係については分かりました。

あと、もう一つ、最後の名寄から大学に通っている、確かにいろんな、どれくらいの子供たちがいるのかも分からないし、生活実態がどうなのかという部分についても分からないという状況ではあります。確かにそうなのです。しかしながら、非常に状況は厳しい。国もいろんな大学に対する制度に関して授業料の減免だとか、いろんな措置を考えているようではありますけれども、そこら辺の部分でいうと、家族は名寄市民ですから、仕送りをしたりというふうな部分で非常に御苦労されているし、苦労しているというふうな状況があるわけですから、それらについても今後、どのようになるかは別にしても、議論をする価値はあるのかなというふうに思いますので、その辺については要望をしたいというふうに思います。

では、お願いします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 申請イコール給付となるかという端的な御質問だったというふうに思います。結論申しますと、収入減30%という基準を設けさせていただいておりますし、そのことがある意味での今回の新型コロナウイルスによる影響なのだという判断をさせていただくことでもありますので、基本的にはやはりこの30%を一月でも切っただくというのが支給のいわゆる決定する、支給する対象者になるということですので、そこでの一定の歯止めはあるというこ

とについては、基準があるということについてはぜひ御理解をいただきたいと思います。ただ、この間できるだけ幅広く拾いたいというところで、30%の一月の考え方について、先ほど東川議員のほうからもありましたけれども、では前年度事業やっていないところ、新規に始まったところ、あるいは休業したところをどう捉えるのか、これは必ずしも前年ではなくて、任意の一月、比べればそこでいいという考え方ありますし、これは基本的には税の申告や何かをベースに30%の落ちを判断したいと思いますけれども、毎月の売上げが申告の中では必ずしも明確になっていない場合があります。個人事業主なんかの場合については年間の売上げの中で申告をしている方がありますが、ここについても一月、一月の判断が難しければ、国の方法を参考とさせていただきながら、12分の1をすれば平均的な一月の売上げだろうということ、そこで比較することもできるのではないかと、ここで30%というふうにうたっておりますけれども、実際のこの判断するところの運用の部分についてはかなり幅広く柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、その中でできるだけコロナウイルスの影響によって実際に影響を受けている方、幅広く受けていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ちょっと自分の理解とは少し違うところが出てきたかなというふうに思います。まず、申請行為について、相談申請に関しては名寄の事業者といいたし、商工会議所の会員は名寄商工会議所に、そして風連の商工会の会員は風連商工会に相談、そして申請を行うという形になっていると思うのです。それを、それ以外の、会員以外の方については行政が相談を受けて、申請を受けるというふうな部分だというふうに認識をしています。今の部長がお考えのことについては、これは認識として、商工会議所、

商工会、実際相談を受けて、申請を受けるわけですから、それについてしっかり同じような認識に立っているかどうかというのがちょっと不安になってきたかなというふうに思います。ぴんと反応したのは、今回のコロナウイルスに関連して売上げが減少しているか否かを見るみたいな、私の聞き違いかもしれませんけれども、そういうように私はちょっと受け止めたのですけれども、それがどうなのか、最後にこのことについてお聞きをして、終わります。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今回の事業については、あくまでもコロナウイルスに対する経済対策ということやっておりますので、実際の売上げが必ずしもコロナウイルスと特定できるかどうかは別ですけれども、対策とするとコロナウイルスの影響による収入減に対する経済対策ということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

それと、申請を受理するのはあくまでも市が受けるわけですが、塩田議員が言われるように、事前の確認も含めて会議所の会員の皆さんについては会議所のほうで、商工会の会員の皆さんについては商工会のほうで受けていただくという、それによって三密も防げますし、事務作業も迅速に進むということで、今回はこのような方法を取らせていただくわけでありまして、制度設計段階から経済団体の皆さんとは本当に膝を交えながらこの制度を詰めてきているところでありますし、当然その受付に当たっての指導についても一貫したものになるように徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第8号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ54万円を追加をし、予算総額を29億4,994万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして新型コロナウイルス感染症に関わり傷病手当金54万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。2款道支出金におきまして傷病手当金の支給に対して交付される特別調整交付金54万円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第9号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定において消費税率の引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減強化のため歳入歳出の調整を行うものであり、予算総額の変更はございません。

補正の理由を申し上げます。1款保険料におきまして介護保険料の軽減強化として1,624万6,000円を減額をし、8款繰入金において低所得者保険料軽減負担金繰入金1,624万6,000円を追加をし、調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第10号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,821万円を追加をし、予算総額を20億620万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款教育費におきまして学生支援給付金等給付事業費7,821万円の追加は、新型コロナウイルス感染症により名寄市立大学生の学生生活に悪影響を及ぼしており、本学に在籍をする学生の経済的負担の軽減を図り、学習に専念することを目的に給付金を交付しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6款繰入金で名寄市立大学振興基金繰入金7,821万円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高野美枝子議員。

○12番（高野美枝子議員） 歳出1款教育費、

1項大学費、学生支援給付金等給付事業費7,821万円についてお尋ねいたします。

今回の感染症の影響を受けて、5人に1人の大学生が退学を考えているという報道もあるところでございます。生活費が出せないのはもちろん、授業料を支払うこともできない、暮らしの危機が名寄市の大学生にも広がっているとお聞きしているところです。名寄市独自の支援として、大学生1人当たり10万円の給付とした経過についてお知らせください。

○議長（東 千春議員） 丸箸大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箸啓一君） このたびの新型コロナウイルス感染拡大予防防止のため、大学では授業開始を2週間遅らせました。その期間を健康チェック、それから不要不急の外出とアルバイトの自粛要請という形で学生に要請をしてまいりました。その後、授業については遠隔授業によりスタートしておりますが、不要不急の外出、あるいはアルバイトの自粛についてはいまだ継続をしているというところでございます。市立大学の学生は、道内外から9割以上の学生が生活の場を名寄に移して就学しているというふうに考えております。大学としては、保健、医療、福祉の連携と協働、これを担える専門職の人材を育成する目的の下で教育環境提供に努めていると考えています。一方、学生は就学のほか、地域からのボランティアの要請など地域貢献活動に積極的に取り組んでいるというところと併せて、市内の事業所の方からアルバイトの場面、アルバイトの活動場所として貴重な資源として事業所の方から期待されているというふうに考えています。本学学生の生活については、奨学金の貸与を受けている学生が約6割、アルバイトにより定期的な収入を得ている学生も8割以上と経済的に厳しい状況であるというふうに考えています。この緊急事態については、保護者の収入減やアルバイトの減少による収入減、そういったものが学生生活に影響を与えており、学業に専念できる環境にない学生が増え

ているというふうに考えております。こうした状況から、名寄市にとって様々な場面で活躍している、あるいは貢献している学生に対して継続して学業、さらには地域貢献を果たし、名寄で学生生活を送ってもらうための緊急的な給付金だというふうに考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 緊急的で、非常に2週間の自宅待機ということ強制したということの対応なのかなというふうに思いますけれども、基金のほうから学生給付に向けて取り崩して支給するということだと思いますし、先ほど授業料を支払うことができない学生の対応とかお尋ねしたところですけども、振興基金を繰り入れた経過というのもお聞きしたいと思いますし、そのことによって今後振興基金に及ぼす影響ということについてもお尋ねいたします。

○議長（東 千春議員） 丸箸大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箸啓一君） 今回の財源については、名寄市立大学振興基金を活用することでありますが、名寄市立大学振興基金については名寄市立大学の整備、それから運営等、これに要する経費に充てるというふうな条例規定でございまして、今回についてはこの基金を活用させていただくというふうな判断でございました。基金については、この使途目的に沿ってこれからも取崩しもあるかと思いますが、毎年毎年決算の中でまた基金の積立て、それも大学の財政状況を勘案しながら整理をしていくというふうに考えております。

以上です。

（「授業料」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 授業料。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 経過と影響ということですか。

（「授業料」と呼ぶ者あり）

○市立大学事務局長（丸箸啓一君） 授業料については、新たな就学支援の関係で減免措置に該当する形では出てくると思います。日本学生支援機構の制度により基準に該当する学生については授業料等の減免と、それから日本学生支援機構が給付する給付金について給付されるということであります。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） すみません。よく聞き取れなくて、よく分からないのですけれども、対策は考えていないということですね。国のほうでもやはり大学の授業料だとか、国のほうの……聞こえなかった。すみません。もう一度お願いいたします。

○議長（東 千春議員） 丸箸大学……

○12番（高野美枝子議員） すみません。そして、終わってしまうそうなので、聞こえないところで後から確認に伺いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

授業料だとか下宿代だとか、その件につきましては国のほうでも今進められているところですけども、やはり全てが前例のない出来事で、いろいろ工夫しながら学生のために進めているのだというふうに理解しておきます。長引く休校でこの後どのように対応していくのか。インターネットだとかいろいろな方法が報じられていますけれども、実際名寄市としてどのようにできるのか。

また、小中学校をインターネットのGIGAスクールとか国のほうでは進めるというふうには言っておりますけれども、その件についても併せてお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 丸箸大学事務局長。

○市立大学事務局長（丸箸啓一君） 大変失礼しました。授業料については、4年間で大学が用意して卒業する要件、さらには資格免許、あるいは国家試験の受験資格を取っていただくためのプログラムに関する4年間の授業料というふうに考えておりまして、このコロナウイルス対策……

（何事か呼ぶ者あり）

○市立大学事務局長（丸箸啓一君） コロナウイルス対策に関するこの影響で授業内容が変わるといったときにも代替措置というのは考えてございますので、授業料の減免については今のところ考えていないというふうなことであります。

また、今後の大学の対応ですが、このコロナウイルスの自粛要請、あるいは緊急事態の影響を見通せない中で、現在遠隔授業を行っておりますが、この様子を見ながら段階的に少人数で、あるいは三密を回避した空間で授業を展開できていければというふうに考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 従来ですと、春になりますと早速学生が集まりまして、その中で授業料の減免という手続しているところなのですが、まだそこができていない状態であります。ですので、授業料の減免等につきましては、今規定持っておりますので、それに従って粛々と進めていくことになるかと思えます。コロナの問題に対しましてどのような授業料の減免が出てくるかというのは、また国の動向を見ながら次の段階に移らさせていただきたいと思えます。今回の大学の学生に対する給付については、非常に短い時間の中で緊急的な措置ということで大学の振興基金も使わせていただきました。これから大学における学生生活、あるいは就学について、学習については、かなり厳しい道のりだと思っております。卒業生についてはこれから実習も控えておりますし、この短い期間の中でどのように授業数を確保して、国家試験に合格できる力をつけるかというのは非常に難しい問題だと思っております。様々なインターネットの活用ですとか、あるいは三密を避けながら教員と学生がどういふふうに対応しながら学力を上げていくか、非常に大きな命題でありますので、ぜひこの辺は大学との連携を密にしながら進めてまいりたいと思えます。よろしく御理解

お願いします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 小中学校のGIGAスクール構想についての関係についてですけれども、タブレット端末につきましては年次計画で順次整備していくというお話をさせていただいておりますけれども、これについて国のほうから単年度で全学年分を3分の2については整備するというような方針が出ているようですけれども、まだ実際のところはっきりとした状況にはございません。

それと、スピード感的にも、今臨時休校しておりますけれども、タブレット端末が児童生徒一人一人に配給できるだけのものがまだ企業の中でもできていないというふうに聞いておりますので、今オーダー上げてもすぐ名寄市内の児童生徒分が来るかという、なかなかそういう状況にもなっていないと。全国的にそういうことになっていきますので、難しいのだろうというふうに思っています。実際今休校しておりますから、今の状況の中で、今の持っている各それぞれの学校の中で、スキームの中で在宅の中での勉強、そういうやり方についてそれぞれの学校で検討させていただいて、進めていくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第11号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は緊急事態宣言を発出をし、北海道においても緊急事態措置が実施をされております。そのような状況の中で、市民の皆様には外出を自粛していただくなど様々な面で不自由をおかけしているところであり、また市内事業者においても北海道からの同措置に基づく休業要請などにより影響が生じているところであります。本件は、このような状況を踏まえ、本市が独自で行う経済対策などに活用するために私に支給されている本年6月の期末手当の減額措置を提案するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

以上で今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、野村名寄市立大学学長より発言を求められておりますので、これを許します。

野村名寄市立大学学長。

○市立大学学長（野村陽子君） このたび4月1日付で名寄市立大学の学長に就任いたしました野村陽子と申します。着任に当たり、このような貴重な機会を与えていただいたことを感謝申し上げます。

着任早々新型コロナ対策、これを実施することになりまして、名寄市、そして市民の方々とも情報交換をしながら日々この対応を行っているところでございます。名寄市にある大学としていかにこの危機を乗り越えるか、非常に重責を感じておりますけれども、皆様方の御協力を得つつ努力して乗り越えてまいりたいと考えております。

私は、着任に当たりまして当大学の今後の方向性として3つの課題を挙げました。1つは地域貢献、連携、これのさらなる強化、2点目は大学院の設置、そして3点目は教育の質の向上を目指した教育成果の活用です。まず、この3点について今後の取組について説明させていただきたいと思っております。1点目の地域貢献、連携の強化ですけれども、私着任しまして、当大学のコミュニティケア教育研究センターという組織がありまして、略してケア研と言っておりますけれども、この活動状況を把握しまして、今後これを強化する方向として考えましたのが、1つはこれまで蓄積してきた地域課題の解決に貢献できるような研究成果、

これが出てきておりますので、こういった内容を市民の方々にも分かりやすい形で御提示し、市民の方々と協働できるような基盤づくりをまず進めていきたいというふうに考えております。また、昨年度に包括的連携協定を結びました名寄市立総合病院と具体的な連携活動を、これを進めてまいりたいと考えております。しかし、病院も大学も今は新型コロナ対策で動きが全然取れない状況でございますので、感染が落ち着きましたらこの活動を積極的に進めてまいりたいと思います。

2点目の大学院の設置でございます。昨年7月に市議会の総務文教常任委員会で大学院の設置について議論が行われまして、その後当大学の外部の有識者が加わった参与会というところで大学院について外部の有識者の方々から御意見を伺いました。今年度は、こういった様々な御意見を整理いたしまして、一つ一つ課題がありますが、そういったことを明確にし、大学院の骨格の固め、こういったことを具体的な計画性を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の教育の質の向上でございますが、これは教育の成果を質改善に反映させようという、そういうことを検討してまいりたいと思っていたのですが、現下、コロナ対応で通常の授業が行えない状況でございますので、こういった質改善の検討は少し遅らせることになるのではないかと考えております。大学は北海道からの休業要請で学生に来させないで、全てを遠隔授業で行っておりますので、教育の質を改善するというよりもこれまでの教育の質をいかに確保するか、そのことに今は全力で取り組まなければならない状況だと思っております。

このように新型コロナウイルス感染症の影響をかなり受けまして、まずはこの状況下で感染予防対策を実施しつつでき得る教育方法を模索しながら、また学生の教育環境にも配慮して、781名の学生の教育を教職員一丸となって行っていきたいというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、本年度は将来構想の中期実施計画が始まる年になっております。前期実施計画の成果を踏まえまして、中期実施計画を策定してまいります。教育、研究、学生支援、社会連携、社会貢献においてそれぞれの側面で新たな取組を行う、そういった計画を立案し、名寄市において魅力ある大学として発展していかれるよう努力をしたいと考えております。今後とも御支援、御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 次に、室野名寄市立総合病院院長より発言を求められておりますので、これを許します。

室野名寄市立総合病院院長。

○市立総合病院院長（室野晃一君） このたび名寄市立総合病院院長の重責を担うことになりました室野晃一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私は、昭和56年に旭川医大を卒業しております。専門は小児科であります。医者になって40年近くたつのですが、これまで勤めた病院というのは旭川医大病院とこの名寄市立総合病院のみであります。今こうして病院長を拝命するに至りまして改めて感慨深いものがありますと同時に、身の引き締まる思いであります。当院は、救命救急センターを有します東北3次医療圏の地方センター病院であります。さらに、災害拠点病院、臨床研修病院、周産期母子医療センター、がん診療連携指定病院など多くの役割を担っております。引き続きこうした使命を果たしていきたいと考えております。

また、北海道の地域医療構想におきましては、当院がこの地域で果たす役割というのは救急医療及び救命医療がその中心となります。他の医療機関と密接な連携を保ちながらこの広大な地域の救急医療を維持、展開していくことが重要な使命と考えております。さらに、地域の医療機関との機能分担、連携を推し進めまして、より効率的な医療提供体制を構築していきたいと考えております。

また、これまで和泉事業管理者が進めてまいり

ました医師の働き方改革につきましても、一緒に協力して取り組む所存であります。そのことによって地域の医療が縮小することのないよう具体的な方策を捻出できればと思っております。病院の基本方針は、これまでどおりであります。和泉事業管理者の下、職員一体となりまして質の高い安全、安心な医療を提供することによりまして地域の皆様の健康と福祉の向上に貢献したいと思っております。

署名議員 黒 井 徹

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症に対しましても感染症指定医療機関として皆様の命と健康を守るために最大限の医療を提供したいと考えております。今後とも御支援、御協力よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の病院長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上をもちまして、令和2年第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 川 村 幸 栄

令和2年第1回名寄市議会臨時会議決結果表

令和2年5月8日 1日間

本会議時間数1時間40分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市国民健康保険条例及び名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	—	—	2. 5. 8 原案可決
第 2 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	—	—	2. 5. 8 原案可決
第 3 号	専決処分した事件の承認について（名寄市税条例等の一部改正について）	—	—	2. 5. 8 承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について（名寄市都市計画税条例の一部改正について）	—	—	2. 5. 8 承 認
第 5 号	専決処分した事件の承認について（名寄市国民健康保険税条例の一部改正について）	—	—	2. 5. 8 承 認
第 6 号	専決処分した事件の承認について（名寄市介護保険条例の一部改正について）	—	—	2. 5. 8 承 認
第 7 号	令和2年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	—	—	2. 5. 8 原案可決
第 8 号	令和2年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—	—	2. 5. 8 原案可決
第 9 号	令和2年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	—	—	2. 5. 8 原案可決
第 10号	令和2年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）	—	—	2. 5. 8 原案可決
第 11号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	2. 5. 8 原案可決